

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	宇多津町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.town.utazu.lg.jp/chosei/shinseseido/shakaihosho/dokujitodokede8/">https://www.town.utazu.lg.jp/chosei/shinseseido/shakaihosho/dokujitodokede8/</a>

執行機関名 宇多津町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	宇多津町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱(平成8年7月1日要綱第7号)による事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇多津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項 宇多津町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱(平成8年7月1日要綱第7号)による事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	宇多津町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱(平成8年宇多津町要綱第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	身体に重度の障害を有する者の居住環境の整備及び改善を行う事業に対して助成を行うことにより、当該身体障害者の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立を促進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇多津町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱(平成8年宇多津町要綱第7号)